

静岡県告示第632号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月11日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「浜松磐田信用金庫浜松南支店」を削る。

2の(3)のエの表浜松磐田信用金庫浜松南支店の項を削り、同表浜松磐田信用金庫小松支店の項所在地の欄中「浜北区小松4410番地の1」を「東区西ヶ崎町95番地の1（西ヶ崎支店内）」に改め、同表浜松磐田信用金庫西ヶ崎支店の項所在地の欄中「浜北区小松4410番地の1（小松支店内）」を「東区西ヶ崎町95番地の1」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、浜松磐田信用金庫小松支店及び浜松磐田信用金庫西ヶ崎支店に係る改正規定は、令和2年9月14日から施行する。